



令和4年9月末日で



収入証紙を 廃止します

京都府収入証紙は、現金の代わりに申請書などに貼り付けて手数料等を納めるものです。身近なところでは、運転免許の更新や高校等の入学願書、パスポートの申請などに使われています。

※国の「収入印紙」とは異なりますのでご注意ください(収入印紙は継続)。

令和4年10月からは、いろんな方法で納付できます！

1

キャッシュレス決済も可能！
京都府庁及び各広域振興局（総合庁舎）で納付



2

納付書入手して、
コンビニ・金融機関で納付



3

webで事前登録して、
コンビニで納付



納付方法の詳細は、京都府電気工事工業組合のホームページに近日公開予定です。

証紙の販売は

令和4年9月末日まで

証紙の利用期限は

令和5年3月末日まで

未利用証紙の還付(払戻)は

令和9年9月末日まで

還付(払戻)方法などは
順次京都府ホームページで
ご案内します



お問い合わせ先：京都府危機管理部 消防保安課（証紙廃止に関すること）

電話番号 075-414-4470

京都府電気工事工業組合（電気工事士免状の交付に関すること）

電話番号 075-672-4311